

農家民泊とは

修学旅行生に鹿児島の暮らしを体験させる

修学旅行生を一般家庭で受け入れ、暮らし体験や宿泊体験することをいいます。

体験を通じて、農林漁業の大切さや自然の営み、鹿児島の良さを伝えることができます。

※生徒等の食事は、生徒等が受入農家等と共同で調理、もしくは自ら調理するものに限るため、保健所等の許可は不要



修学旅行生と一緒に
楽しく過ごす

農家民泊、やってみませんか？

農家民泊のメリット



子どもたちと
楽しく過ごせる



受入れる日程は
ご都合に合わせて



5000円～の体験料を
お支払い(生徒一人当たり)
※各市町村協議会により異なる

農家民泊登録の流れ



1 かごしまグリーン・ツーリズム協議会に問合せ

お住まいの地域にある協議会をご紹介します。



2 安全対策講習会の受講

各市町村で開催される講習を受講しましょう。



3 日程調整

受入の1年～数ヶ月前に、協議会から受入日程の相談があります。



4 受入！

笑いあり！涙あり？修学旅行という、こども達の一大イベントに素敵な思い出作りを！

お問い合わせ

かごしまグリーン・ツーリズム協議会

☎ 099-227-5343

FAX 099-295-3133
mail info@kagoshima-gt.net

鹿児島県農政部農村振興課
☎ 099-286-3108



農家民宿とは？

「農林漁家体験民宿」の略称で、簡易宿所の一部です。鹿児島の農業や漁業、豊かな食文化、独自の自然環境を伝えることができます。是非その担い手になってみませんか？

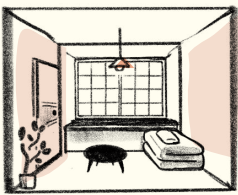


鹿児島の魅力を
伝えるために！

農家民 宿、を始めませんか？

農家民宿登録の流れ

step
1



部屋を用意する

空き部屋、空き家を活用！
リビング、トイレ、お風呂は
共同でもOK！

step
2



必要書類を提出

消防機関と保健所に必要書類
を提出します。名前を考えたり、
体験メニューについて整理。

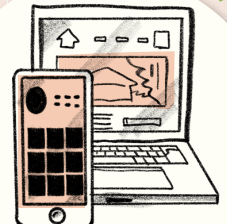
step
3



収入印紙23,000円を納入

保健所の許可が下りれば、
23,000円の収入証紙代を納入
することで開業できる状態に。

step
4



開業！

ホームページ、SNSの開設、予
約サイトの登録で、お宿をPRし
ていきましょう！

いろいろなサポートも！

🏠 研修会の開催

🏠 農家民宿アドバイザーの活用

🏠 開業費用の一部助成 ※お住まいの市町村により異なります

まずはかごしまグリーン・ツーリズム協議会にお問い合わせください。

注意

食事の提供には別途保健所の許可や
調理場の整備が必要になることがあります。
※共同調理の場合は、許可は必要ありません。



開業に関する必要
書類はHPよりダウ
ンロードできます。

◀ かごしまグリーン・
ツーリズム協議会HP

<https://kagoshima-gt.net>

お問い合わせ

かごしまグリーン・ツーリズム協議会

☎ 099-227-5343

FAX 099-295-3133

mail info@kagoshima-gt.net

<https://kagoshima-gt.net/>

鹿児島県農政部農村振興課

☎ 099-286-3108